



鳥取県公報

平成 22 年 1 月 19 日 (火)
号外第 2 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 規 則 鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則（1）（業務効率化室）・・・・・・・・・・ 3

==== 公布された規則のあらまし ====

鳥取県行政組織規則の一部改正について

1 規則の改正理由

消防法の一部が改正され、県が傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施（以下「搬送等の実施」という。）に関する基準（以下「実施基準」という。）に関する協議等を行うための協議会を組織するものとされたことに伴い、新たに鳥取県救急搬送高度化推進協議会を設置する。

2 規則の概要

(1) 鳥取県救急搬送高度化推進協議会の担任する事務及び庶務を担当する機関をそれぞれ次のとおり定める。

附属機関名	担任する事務	庶務担当機関
鳥取県救急搬送 高度化推進協議 会	消防法の規定による実施基準に関する協議、実施基準に基づき搬送等の実施に係る連絡調整並びに実施基準及び搬送等の実施に関する事項についての知事に対する意見の具申に関する事務	消防チーム（医療政策課が担当する事務を除く。）
		医療政策課（傷病者の受入れに関することに限る。）

(2) 施行期日は、公布日とする。

規 則

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 1月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第 1 号

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後			改 正 前		
（附属機関の名称、担任する事務及び庶務担当機関） 第18条 法第138条の4第3項の規定に基づく、附属機関として置かれたものは、次の表の左欄に掲げるとおりであり、担任する事務は、それぞれ同表の中欄に掲げるとおりであり、その庶務は、それぞれ同表の右欄に掲げる機関においてつかさどる。			（附属機関の名称、担任する事務及び庶務担当機関） 第18条 法第138条の4第3項の規定に基づく、附属機関として置かれたものは、次の表の左欄に掲げるとおりであり、担任する事務は、それぞれ同表の中欄に掲げるとおりであり、その庶務は、それぞれ同表の右欄に掲げる機関においてつかさどる。		
附属機関	担任する事務	庶務担当機関	附属機関	担任する事務	庶務担当機関
略			略		
鳥取県国民保護協議会	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第37条第2項の規定による国民の保護のための措置に関する重要事項の審議及び当該重要事項についての知事に対する意見の具申に関する事務	危機管理チーム	鳥取県国民保護協議会	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第37条第2項の規定による国民の保護のための措置に関する重要事項の審議及び当該重要事項についての知事に対する意見の具申に関する事務	危機管理チーム
鳥取県救急搬送高度化推進協議会	消防法（昭和23年法律第186号）第35条の8第1項及び第4項の規定による傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施（以下「搬送等の実施」という。）に関する基準（以下「実施基準」という。）に関する協議、実施基準に基づく搬送等の実施に係る連絡調整並びに実施基準及び搬送等の実施に関	消防チーム（医療政策課が担当する事務を除く。） 医療政策課（傷病者の受入れに関			

	する事項についての知事に限る。) に対する意見の具申に関する 事務				
略			略		

附 則

この規則は、公布の日から施行する。